

低未利用土地等確認申請に係る申請書類チェックシート

【仲介業者を介して売買した場合】

- 別記様式①-1 (低未利用土地等確認申請書)
 - 売買契約書の写し
 - 別記様式①-2 (低未利用土地等の譲渡前の利用について)
 - 三豊市が運営している空き地・空き家バンクへの登録が確認できる書類
 - 宅地建物取引業者が、現況更地・空き家・空き店舗である旨を表示した広告
 - 電気、水道、ガスの使用中止日が土地の売買よりも1ヶ月以上前であることが確認できる書類
 - 別記様式②-1 (低未利用土地等の譲渡後の利用について)
 - 申請のあった土地等に係る登記事項証明書(登記後の登記事項証明書/または登記完了証と登記前の登記事項証明書)
 - 《確認書の郵送を希望される場合》返信用封筒 ※切手を貼り、送付先の住所、氏名を記載すること。
- } いずれか1つ

【仲介業者を介さずに売買した場合】

- 別記様式①-1 (低未利用土地等確認申請書)
 - 売買契約書の写し
 - 三豊市が運営している空き地・空き家バンクへの登録が確認できる書類
 - 宅地建物取引業者が、現況更地・空き家・空き店舗である旨を表示した広告
 - 電気、水道、ガスの使用中止日が土地の売買よりも1ヶ月以上前であることが確認できる書類
 - 別記様式②-2 (低未利用土地等の譲渡後の利用について)
 - 申請のあった土地等に係る登記事項証明書(登記後の登記事項証明書/または登記完了証と登記前の登記事項証明書)
 - 《確認書の郵送を希望される場合》返信用封筒 ※切手を貼り、送付先の住所、氏名を記載すること。
- } いずれか1つ
(※1)

(※1) →確認する書類を提出できない場合は、2方向以上からの写真と併せて現地調査やヒアリングを行うことにより、低未利用土地等であることを確認する。